

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則

○秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則(三三・医
務課) …………… 1

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正
する規則(三四・環境整備課) …………… 1

規 則

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十三号

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則

秋田県病院事業財務規則(昭和四十四年秋田県規則第五十号)
の一部を次のように改正する。

様式第十三号中「ハ 結核予防法 ト 精神措置患者 チ 鉄
道共済 リ 国保連合会 ヌ 土木国保 ヲ 受託検査 ヲ 公
衆衛生活動 カ その他」を「ハ 精神措置患者 ト 鉄道共済
チ 国保連合会 リ 土木国保 ヌ 受託検査 ル 公衆衛生
活動 ヲ その他」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正

する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十六年秋
田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表省令第四条の十七の申請書の項中「申請書」を「報
告書」に改め、同表法第九条の三第一項の規定による届出書の項
中「規定による届出書」を「法第八条第二項各号に掲げる事項を
記載した書類」に改める。

第六条第三項中「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改
め、「それぞれ」を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出
事項の変更等の届出）

第八条の二 省令第十二条の七の第五項の規定による届出は、
様式第七号の二による届出書によりしなければならない。

第九条中「第十九条の十第三項」を「第十九条の十一第三項」
に、「届出台帳」を「同条第一項の台帳」に改め、同条の次に次
の二条を加える。

（登録廃棄物再生事業者の登録の申請に係る事項の変更の届
出）

第九条の二 政令第二十条の規定による届出は、様式第八号の二
による届出書によりしなければならない。

（登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出）

第九条の三 政令第二十一条の規定による届出は、様式第八号の
三による届出書によりしなければならない。

第十条の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項中「様式
第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二条の
七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五条
第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

第十一条第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

様式第二号の二第三面中「法」を「廃棄物の処理及び清掃に關
する法律」に改め、同様式第四面の備考以外の部分中「令」を
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に改め、同様式第
四面の備考6中「令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
行令」に、「記載しきれない」を「その記載事項のすべてを記載
することができる」に改める。

様式第二号の三中「法」を削り、「場合を含む。」を「同法第
8条の2第五項」に改める。

様式第二号の五第三面中「法」を「廃棄物の処理及び清掃に關
する法律」に改め、同様式第三面の備考以外の部分中「令」を
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に改め、同様式第
三面の備考7中「令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
行令」に、「記載しきれない」を「その記載事項のすべてを記載
することができる」に改める。

様式第二号の六の備考以外の部分中「法」を「廃棄物の処理及び清
掃に関する法律」に改め、「法」を削り、「場合を含む。」を「同法
第九條第九項」に改め、「法」を削り、「場合を含む。」を「同法
第九條第九項」に改める。

様式第二号の七の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

する法律」に改め、同様式第三面の備考以外の部分中「令」を
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に改め、同様式第
三面の備考7中「最終処分場等」を「最終処分場」に改め、同様
式第三面の備考8中「令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法
律施行令」に、「記載しきれない」を「その記載事項のすべてを
記載することができる」に改める。

様式第二号の六の備考以外の部分中「法」を「軽微変更等」を「につ
いて軽微な変更等」に改め、「法」を削り、「場合を含む。」
の「」を「同法第九條第九項」の「」に、「△規則」を「△廃棄物の
処理及び清掃に関する法律施行規則」に、「△規則」を「△
で()」に、「場合を含む。」に、「同令第五條の4第1号から
第5号まで」に、「規則第五條の4第6号」を「廃棄物の処
理及び清掃に関する法律施行規則第五條の4第6号」に改め、同
様式の備考8中「全て」を「すべて」に改め、同様式の備考4中
「規則」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に、
「全て」を「すべて」に、「記載しきれない」を「その記載事項
のすべてを記載することができる」に改める。

様式第二号の七の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の八の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の九の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十一の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十二の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十三の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十四の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十五の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十六の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十七の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十八の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第二号の十九の表省令第十二条の七の第七第二項の届出書の項
中「様式第八号の二」を「様式第八号の四」に改め、同表省令第十二
条の七の第七第五項の規定による届出書の項を削り、同表政令第十五
条第一項の申請書の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」
に改め、同表政令第十七条の登録証明書の項中「第十七条」を
「第十九条」に改め、同表政令第十八条の規定による届出書の項
及び政令第十九条の規定による届出書の項を削る。

様式第7号の2 産業廃棄物処理施設の事項変更（一般廃棄物処理事業の廃止）届出書（第8条の2関係）

(A4判)

産業廃棄物処理施設の事項変更（一般廃棄物処理事業の廃止）届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
届出者

氏 名 ㊤

〔法人にあつては、その名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第5項の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設に係る事項の変更（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理事業の廃止）について届け出ます。

変 更 の 内 容	産業廃棄物処理 施設の種類	変更前	
		変更後	
	産業廃棄物 の種類	変更前	
		変更後	
変更（廃止）の理由			
変更（廃止）の年月日			

様式第八号中「第19条の10第3項」や「第19条の11第3項」に改める。
様式第八号の三を削る。
様式第八号の二中「 ㏍ 」を「 ㏍ 」に改め、同様式を様式第八号の四とし、様式第八号の次に次の二様式を加える。

様式第8号の2 廃棄物再生事業者変更届出書（第9条の2関係）

(A4判)

廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあつては、その名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり変更したので、届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第 8 号の 3 廃棄物再生事業場廃止（休止、再開）届出書（第 9 条の 3 関係）

(A 4 判)

廃棄物再生事業場廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、その名称及び代表者〕
の氏名並びに主たる事務所の所在地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり廃止（休止、再開）したので、届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
氏名又は名称及び住所 〔法人にあつては、その 代表者の氏名〕	
事 業 場 の 所 在 地	
廃止（休止、再開）年月日	年 月 日
廃止（休止、再開）理由	

様式第十一号及び様式第十二号を次のように改める。
 様式第十一号及び様式第十二号 削除
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@matshbaransu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄